

徳島県労働委員会告示第二号

徳島県労働委員会公印規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年三月三十一日

徳島県労働委員会会長 豊 永 寛 二

徳島県労働委員会公印規程の一部を改正する告示

徳島県労働委員会公印規程（平成十七年徳島県労働委員会告示第二号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「調整課長」を「審査調整課長」に改める。

第六条中「調整課長」を「審査調整課長」に改める。

附 則

1 この告示は、令和七年四月一日から施行する。